

第11章 参考資料

11.1 策定体制

本ビジョンの策定にあたっては、有識者と下水道普及地域及び未普及地域の住民で構成された「熊取町下水道事業経営委員会」を設置し、本ビジョンの内容や将来像等について多くの意見交換・助言をいただきました。

○熊取町下水道事業経営委員会 名簿（敬称略）

役 職	委 員 名	所属等（令和元年8月1日委嘱時点）
委 員 長	富田 安夫	近畿大学 理工学部教授
副委員長	梅田 康雄	熊取町自治会連合会副会長
委 員	奥野 真一	熊取町パブリックモニター
委 員	小田 里志	大阪府南部流域下水道事務所
委 員	喜納 敦子	熊取町パブリックモニター
委 員	見鳥 信吉	公認会計士・税理士

任期：令和元年8月1日から令和3年7月31日まで

○熊取町下水道事業経営委員会 開催経過

回 数	開 催 日 時	主な議題・内容等
令和元年度 第1回	令和元年8月28日	熊取町下水道ビジョン（経営戦略）の策定の背景 熊取町下水道事業の現状 下水道事業を取り巻く変化と今後の課題 スローガン・キャッチフレーズ
令和元年度 第2回	令和元年11月15日	平成30年度熊取町下水道事業会計決算概要 下水道使用料の算定方式 施設管理の課題 未普及地域への整備の方向性
令和元年度 第3回	令和2年2月17日	整備計画 ストックマネジメント計画
令和2年度 第1回	令和2年8月20日	整備計画 ストックマネジメント計画 経営戦略（投資財政計画）
令和2年度 第2回	令和2年11月17日	熊取町下水道ビジョン（経営戦略）案 令和元年度熊取町下水道事業会計決算概要
令和2年度 第3回	（書面開催）	熊取町下水道ビジョン（経営戦略）

※令和2年5月開催予定の委員会については、新型コロナウイルス感染症対策に伴い延期

○下水道事業経営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関条例(平成25年条例第1号)第2条の規定に基づき、下水道事業経営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 下水道事業の経営に関する計画策定の調査及び検討に関すること。
- (2) 計画の目標達成状況の点検及び進行管理に関すること。
- (3) 下水道事業の業務の執行に関し、適正な運営を確保する観点から必要であると町長が判断した事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公営企業会計、下水道計画及び事業運営等の専門的な知識を有する有識者
- (2) 住民代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第7条 委員長は、計画を専門的に検討するため、委員会に専門部会を設置することができる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第9条 委員長は、必要に応じて委員会の状況等を町長に報告する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、下水道事業主管課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

11.2 総務省「経営戦略」への対応

総務省より、経営戦略の策定率を令和2年度までに100%とすることとされております（「経営戦略の策定推進について」（平成28年1月26日総務省通知））。

策定にかかる支援措置については、「経営戦略策定ガイドライン」としてとりまとめられており、最低限取り込むべきと考えられる事項例が「経営戦略ひな形様式」として示されております。本ビジョンはガイドラインで示されている事項例を参考に策定しておりますが、必要な事項の精度を高めるとともに取り組む事項についても適宜追加しております。

なお、参考として、本ビジョンを経営戦略ひな形様式に当てはめた場合、以下のとおりとなります。

熊取町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 熊取町

事 業 名 : 熊取町下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度 (10年間)

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成3年度(30年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(全部適用)
処理区域内人口密度	58.6人/h a (35,569人/607.3h a)	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	1区		
処理場数	なし (南大阪湾岸中部流域関連公共下水道)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	<p>「広域化」 ○南大阪湾岸流域下水道中部水みらいセンターにおいて、熊取町・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・田尻町・泉南市の自治体の下水処理を実施しています。 ○同水みらいセンター並びに同流域下水道汚水幹線の建設及び維持管理についても、同様に実施しています。</p>		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金	8 m ³ まで		836円
	超過料金	9 m ³ ~	10 m ³ まで	1 m ³ につき110円
		11 m ³ ~	20 m ³ まで	1 m ³ につき125円
		21 m ³ ~	30 m ³ まで	1 m ³ につき142円
		31 m ³ ~	40 m ³ まで	1 m ³ につき166円
		41 m ³ ~	60 m ³ まで	1 m ³ につき191円
		61 m ³ ~	100 m ³ まで	1 m ³ につき200円
		101 m ³ ~	500 m ³ まで	1 m ³ につき243円
		501 m ³ ~	1,000 m ³ まで	1 m ³ につき286円
		1,001 m ³ ~		1 m ³ につき330円

業務用使用料体系の概要・考え方	業務用使用料体系なし				
その他の使用料体系の概要・考え方	その他使用料体系なし				
条例上の使用料*2 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,490 円	実質的な使用料*3 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,080 円
	平成30年度	2,490 円		平成30年度	2,809 円
	令和元年度	2,530 円		令和元年度	2,800 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

職 員 数	令和3年2月現在、下水担当理事・課長・課長補佐・経営グループ3名、整備グループ4名の合計職員数10名で業務に従事しています。 なお、上下水道部長については、下水道事業・水道事業を兼務しているため、職員数10名には含めていません。
事業運営組織	<pre> graph TD A[上下水道部] --> B[下水道課] A --> C[上水道課] B --> D[経営グループ] B --> E[整備グループ] C --> F[業務グループ] C --> G[工務グループ] </pre> <p>※網掛け部分が下水道事業 令和3年4月より下水道課は都市整備部へ編入される予定。</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	電子計算器等保守管理業務、ポンプ等維持管理業務、排水設備等検査補助業務、下水道台帳作成および維持管理業務など専門的な技術や資機材が必要な業務を民間業者に委託しています。 下水道使用料徴収業務は、検針業務や水道使用水量に関連するため上水道課（水道事業）に供用開始時から委託しています。なお当該業務は令和3年4月以降、大阪広域水道企業団に委託する予定です。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続する方針のため、指定管理者制度については未検討です。
	ウ PPP・PFI	現在の民間委託を継続する方針のため、PPP・PFIについては未検討です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

令和元年度に策定・公表した平成30年度決算「経営比較分析表」を添付しています。※149ページ参照

平成30年度より公営企業会計が適用されることになりました。そのため、官庁会計時代（前年度まで）には存在しなかった減価償却費、長期前受金戻入や各種引当金など現金が伴わない勘定科目や、貸借対照表・損益計算書等の財務諸表を使用することになり、かつ会計ルールが現金主義から発生主義となったことにより、指標が大きく変化しています。なお、公営企業会計適用1年目のため現金の余裕がなく、年度末の現金不足のため一時借入金で対応しました。

今後も整備が必要な区域が多く長い年月と多くの投資が必要となることに加え、近い将来、民間開発事業者から無償譲渡された施設の中で法定耐用年数を超えるものが出てくることから、維持管理に必要な費用も増加することが予想されます。

そのため、令和3年3月を目標に令和3年から10年間の下水道ビジョン（経営戦略）を策定に取り組んでおり、そこでは経営、整備、維持管理、連携による事務の効率化や下水道サービスの向上等の観点から、事業をどのように進めていくかについての方針を示す予定です。

2. 経営の基本方針

熊取町下水道事業基本理念（キャッチフレーズ）
住みたい、住み続けたい、いつか帰りたいまちを支える くまのりの下水道

基本方針

①計画的かつ適切な施設管理

②下水道整備の早期実現

③健全で持続可能な経営体制

3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）

150・151ページ参照

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項
令和12年度末下水道人口普及率90%を目標とします。

○管渠の建設に関する事項
事業計画区域（管渠延長24.7km・区域面積842.93ha）において、整備計画に基づき令和12年度までに18kmの管渠整備、21箇所のマンホールポンプ施設整備を実施します。
事業計画区域の整備は令和16年度までに完了予定です。

○防災・安全対策に関する事項
ストックマネジメント計画に基づき管路の点検調査を実施するとともに必要に応じて修繕改築計画および修繕改築工事を実施します。
マンホールポンプ施設は計画期間内において38箇所の改築工事を実施します。

○共同化・最適化に関する事項
南大阪湾岸流域下水道と連携し施設の建設および維持管理を継続しつつ、更なる業務委託の拡大等の調査研究を進めます。

○投資の平準化に関する事項
整備計画に基づき財源と整合のとれた整備を目指します。

○公債費の元金償還額
投資的事業を推進するため新規の起債の借入が発生するが、過去の借入分が償還満了を迎えるため、元金償還額は減少していきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

- 財源の目標に関する事項
事業運営に重要である目標値を以下のとおり設定します。
- ・資金残高の確保（計画期間内） 3億円
 - ・資金残高の確保（長期） 下水道使用料の12ヶ月分相当額
 - ・当期純利益の確保 毎年度
 - ・経費回収率 100%
 - ・水洗化率 94%以上
 - ・減債積立金の組入 毎年度（※投資的事業費の確保）
- 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
使用料収入の減少が予想され、今後当年度純利益の確保が困難となり、資金残高及び補填財源残高のマイナスが予想されることから、今後3年間に一度の使用料の見直しを実施します。
- 企業債に関する事項
将来の使用者の負担増を抑制しつつ公平性を確保するため借入残高の上限を設定します。
- ・起債未償還残高の基準 55億円以内（※借入額の抑制）
- 繰入金に関する事項
国の基準に基づく基準内繰入金を確保する一方、基準外繰入金を以下の上限に抑制します。
- ・基準外繰入金の抑制 47,000千円以内
(※独立採算の推進。なお、計画期間後期より削減を開始します。)
- 資産の有効活用に関する事項
活用可能な資産はありません。
- 国補助金に関する事項
国補助金が最大限活用できることを検討し、国、大阪府や関係機関と協議していきます。
- ・国補助金の確保 予算額100%（※投資的事業費の確保）

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 職員給与費に関する事項
整備拡大と維持管理施設の増加に伴い計画期間内に職員2名を増員し、適正な業務体制を維持します。
- 民間の活力の活用に関する事項
専門的な技術を要する業務については、民間業務委託としています。
- 動力費に関する事項
マンホールポンプ施設の運転に係る動力費（電力料）を見込んでいます。
- 薬品費に関する事項
本町単独管理の下水処理場はないため、計上していません。
- 修繕費に関する事項
ストックマネジメント計画による点検調査に伴う、修繕費の増加を見込んでいます。
- 委託費に関する事項
整備拡大にて生じるマンホールポンプ施設の増加による管理委託費の増加を見込んでいます。
- 流域下水道負担金
建設負担金・維持管理負担金として、大阪府流域下水道事業経営戦略等で計画されている負担額としています。
- 公債費の利子償還額
元金償還額が減少することに併せて減少となります。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

- * 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	南大阪湾岸中部流域関連公共下水道として継続しつつ、現在実施している事務以外の広域連携の可能性について研究します。 大阪広域水道企業団との業務連携の充実を検討します。
投資の平準化に関する事項	整備計画において現在の事業計画区域内の整備には16年間を予定しているため、令和13年度以降も整備計画に基づいた整備工事を継続します。 ストックマネジメント計画における施設の点検調査結果によっては、新たな改築更新工事の発生が予想されますが、改築更新費用の急激な増加とならないよう、長期的な視点で計画的に改築更新を進めます。

民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在のところ予定なし。
その他の取組	特になし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	公営企業会計を適用後において計画策定した結果、厳しい財政状況が明らかとなりました。独立採算を基本とした企業会計では下水道使用料の確保が望ましい形であるため、令和3年度より公営企業会計での使用料の見直しを実施していきます。なお、見直しについては3年に一度とするため、令和5年度、8年度、11年度としています。また、実施するにあたり、新たな下水道使用料算定基準の導入も検討します。
資産活用による収入増加の取組について	現在では活用できる資産がありません。今後において、活用できる資産が発生した場合に検討します。
その他の取組	特になし。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	民間委託が可能で、効率的な業務範囲を検討します。
職員給与費に関する事項	「投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組」なし。
動力費に関する事項	「投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組」なし。
薬品費に関する事項	該当なし。
修繕費に関する事項	「投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組」なし。
委託費に関する事項	「投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組」なし。
その他の取組	特になし。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	マネジメントサイクル（PDC A）による目標管理を採用することとし、令和3年度から令和7年度を前期、令和8年度～令和12年度を後期として、各期で事後評価を実施します。 また、下水道事業経営委員会を定期的（年2回以上）に開催し、随時事業運営の確認、検討および意見交換を行います。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

区分	年度											
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
資本的収入	439,000	414,900	488,500	384,400	360,800	368,900	366,600	369,800	364,900	370,100		
うち資本費平準化債	159,000	147,000	85,000	35,000								
2. 他会社計出資金	115,487	115,841	108,619	108,268	104,101	101,598	87,452	73,581	57,094	45,252		
3. 他会社計補助金												
4. 他会社計負担金												
5. 他会社計借入金												
6. 国(都道府県)補助金	117,852	119,707	171,414	145,452	152,776	156,637	156,078	156,859	157,979	159,905		
7. 固定資産売却代金	9,048	10,872	11,344	10,848	12,720	13,370	14,904	13,889	12,823	12,377		
8. 工事の他	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300		
9. その他	681,687	661,620	780,177	649,268	630,697	641,005	625,334	614,429	593,096	587,934		
計												
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額												
(B)												
純計 (A)-(B) (C)	681,687	661,620	780,177	649,268	630,697	641,005	625,334	614,429	593,096	587,934		
1. 建設改良費	431,935	423,654	616,310	534,671	555,306	569,824	566,628	569,635	571,465	577,096		
うち職員給与	20,502	20,502	30,752	30,752	30,752	30,752	30,752	30,752	30,752	30,752		
2. 企業債償還金	504,820	510,566	471,277	445,106	421,821	398,928	367,564	338,691	317,469	305,577		
3. 他会計長期借入返還金												
4. 他会計への支出												
5. その他												
計	936,755	934,220	1,087,587	979,777	977,127	968,752	934,192	908,326	888,934	882,673		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	255,068	272,600	307,410	330,509	346,430	327,747	308,858	293,897	295,838	294,739		
補填財源	252,581	261,160	269,612	282,639	294,203	306,478	319,186	331,585	341,732	351,499		
1. 繰越工事業	9,374	△ 8,719	△ 11,087	△ 16,550	△ 17,628	△ 43,609	△ 89,978	△ 60,615	△ 51,323	△ 46,143		
2. 繰越工事業												
3. 繰越工事業												
4. その他												
計	261,955	252,441	268,525	286,089	276,575	282,869	249,208	270,970	290,409	305,356		
補填財源不足額 (E)-(F)	△ 6,887	20,159	48,885	64,420	69,855	64,878	59,650	22,927	5,429	△ 10,617		
他会社計借入金残高 (G)												
企業債残高 (H)	5,598,480	5,502,814	5,520,037	5,459,331	5,398,310	5,368,282	5,367,318	5,398,427	5,446,858	5,510,381		

○他会社繰入金

区分	年度											
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
収益的収入	178,581	182,572	190,756	198,040	201,860	191,539	183,256	215,038	233,923	262,395		
うち基準内繰入金	71,721	90,498	107,800	120,285	128,943	146,958	178,829	215,038	233,923	262,395		
うち基準外繰入金	106,860	92,074	82,956	77,755	72,917	44,581	4,427					
資本的収入	115,487	115,841	108,619	108,268	104,101	101,598	87,452	73,581	57,094	45,252		
うち基準内繰入金	68,487	68,841	61,619	61,268	57,101	54,598	40,452	26,581	16,894	11,852		
うち基準外繰入金	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	40,200	33,400		
計	294,068	298,413	299,375	306,308	305,961	293,137	270,708	288,619	291,017	307,647		

あ行

- 一般会計繰入金
地方公営企業の事業運営に必要な財源として、一般会計から繰り入れられる資金のこと。
- 雨水処理負担金
一般会計繰入金のうち、雨水処理に要する経費に充てるため繰り入れられる資金のこと。
- 打ち切り決算
平成 30 年 4 月より地方公営企業法適用のため、平成 29 年度は出納整理期間が無いいため同年 3 月 31 日での決算となる。
- 枝線
排水面積 20 ヘクタール未満を受け持つ管渠のこと。町の大部分の管渠にあたる。
- 大阪広域水道企業団
大阪府営水道を引き継ぐ団体で、平成 22 年度に大阪府内 42 市町村が共同で設立した一部事務組合のこと。当初は「水道用水供給事業」と「工業用水供給事業」のみ実施していたが、平成 29 年度からは各家庭に水道水供給する「水道事業」も開始し、熊取町は令和 3 年 4 月 1 日から水道事業を統合する。

か行

- 幹線
排水面積 20 ヘクタール以上を受け持つ管渠のこと。
- 企業債
地方公営企業が、建設改良費などの財源として借り入れる資金のこと。
- 基準外繰入金
一般会計繰入金で、基準内繰入金以外の繰入金のこと（主に公営企業会計の財源不足を補てんするためのもの）。
- 基準内繰入金
一般会計繰入金で、総務省が示している「繰出基準」にて地方公営企業の運営上生じる経費のうち、一般会計が負担するべきとされている経費に充てる繰入金のこと。
- 行政区域内人口
熊取町に住民票の登録がある人口のこと。

- 熊取町第4次総合計画
住民にまちづくりの長期的な展望を示すため、本町の総合的かつ計画的な行政運営の総合指標として策定したもの。
2018年を基準年度とし、2027年を目標年次とする10年間の計画
- 経営比較分析表
各地方公営企業の経営及び施設の状況を表す指標を、総務省が全国様式として定めたもの。当該団体の経年比較や他の公営企業との比較分析、その結果導き出される課題の把握が可能となる。
- 経費回収率
使用料で賄うべきとされる汚水処理に必要な経費（維持管理費や減価償却費など）及び支払利息を、どの程度使用料で賄えているかを示す指標のこと。
- 下水道台帳システム
下水道管渠の埋設位置、管径、管種、工事年度などの必要な情報をパソコンを活用し検索や閲覧ができるようなシステム。
- 下水道BCP（Business Continuity Plan）
大規模な災害、事故等により職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても優先実施業務を中断せず、許容される時間内で復旧できるようにするための計画のこと。
- 減価償却費
固定資産の取得に要した費用を購入時に計上するのではなく、使用可能期間（法定耐用年数）に応じて分割して1年ずつ計上するもの。現金の支払行為は発生せず内部留保資金として蓄えられ、資産の更新費用等に使用する。
- 減債積立金
企業債の償還に備えるために積み立てる資金のこと。
- 建設工事デフレーター
建設工事に係る工事費を基準年度の実質の工事費に変換する目的で国土交通省が公表しているデータ。
- 公営企業会計
民間企業と同様の会計基準（発生主義、複式簿記の採用など）に基づき、サービスの提供と資産の管理を行うもの。必要な経費は、経営サービスの提供に伴う収入（使用料）をもって充てる独立採算制が原則とされる。
- 公共下水道債
企業債のうち、下水道整備に係る建設改良費などの財源として借り入れる資金のこと。

- 国立社会保障・人口問題研究所

平成8年に厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所が統合し設立された厚生労働省に所属する研究機関であり、人口や世帯の動向をとらえるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。

さ行

- 資金残高

特定の日（主に年度末日）現在で保有している資金の金額のこと。

- 指定避難所

家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質等及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に受け入れる避難所

町内5小学校・3中学校の体育館が指定避難所となっている。

- 資本費平準化債

公共下水道債及び流域下水道債の元金償還期間に比べ、減価償却費の計上期間が長いことから生じる差額を補うための企業債のこと。世代間の利用者の負担の公平性を図るために借り入れる。

- 受益者負担金

新たに下水道が使用可能となった方に、整備費用の一部を負担いただくもの。

なお、熊取町では対象の土地の面積に応じて負担いただいております。金額は1㎡あたり423円となっています。

- 受贈施設

宅地開発などの民間開発事業において整備された下水道施設を、熊取町に無償譲渡されたもの。

- 純損益

一年度間における総収益と総費用の差額のこと。

- 使用料単価

有収水量1㎡あたりの使用料収入のこと。

- 人口普及率

下水道事業の整備状況を表す指標で、行政区域内人口に対する下水道が使用可能な人口（整備区域内人口）の割合のこと。

- 水洗化人口

下水道が使用可能な人口のうち、実際に公共下水道に接続している人口のこと。

- 水洗化率

下水道が使用可能な人口（整備区域内人口）に対する、実際に公共下水道に接続している人口の割合のこと。

- 整備区域内人口
下水道整備が完了し、下水道が使用可能な人口のこと。
- 損益勘定留保資金
収益的収支における現金の支出を必要としない費用、具体的には減価償却費や繰上償却費などの計上により、企業内部に留保される資金のこと。
$$\text{損益勘定留保資金} = \text{減価償却費} + \text{繰上償却費} - \text{長期前金戻入}$$

た行

- 他会計出資金
一般会計繰入金のうち、一般会計が負担すべき建設改良費、企業債償還金などに充てる繰入金のこと。
- 他会計補助金
一般会計繰入金のうち、一般会計が負担すべき維持管理費などに充てる繰入金のこと。
- 地方公営企業
地方公共団体が水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理などの、地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する事業を行うために経営する企業のこと。
- 地方公営企業法
地方公共団体が地方公営企業を経営するにあたり、効率的な企業経営ができるよう、その組織、財務、職員の身分取扱等について地方自治法、地方財政法及び地方公務員法の特例を定めた法律のこと。
- 長期前受金戻入
固定資産取得の財源となった補助金や負担金、または受贈財産について、減価償却に見合った額を収益化して生じる会計処理上の収益のこと。熊取町では受贈財産分が特に多い。
- 徴収率
収入として徴収すべき額のうち、実際に徴収できた額の割合のこと。
- 特別会計
官公庁会計（現金主義、単式簿記の採用など）において、一般会計とは別に設けられ独立した管理が行われる会計のこと。熊取町下水道事業では平成29年度まで適用されていた。

な行

- 内水ハザードマップ

下水道の雨水排水能力を上回る降雨が生じた際に、下水道その他排水施設の能力不足や河川の水位上昇によって雨水を排水できない場合に、浸水の発生が想定される区域等の浸水に関する情報や避難場所、洪水予報・避難情報の伝達方法の避難に関する情報を記載したもの。

- ナショナルミニマム

国が全ての国民に対し保障する「健康で文化的な最低限度の生活」水準のこと。日本国憲法第 25 条に基づく。

は行

- パラメーター

結果に影響を与える外からの値

- 法定耐用年数

償却資産の価値の評価に用いる法令などで定められている年数で、その資産が使用可能とされる期間のこと。主に減価償却費や長期前受金戻入の計算に用いられる。

- BOD

生物化学的酸素要求量のこと。最も一般的な水質指標の一つ。一般に数値が大きいほどその水質は悪いと言える。

- PDCA サイクル

Plan（計画）→Do（実施）→Check（確認）→Act（改善）を繰り返すことによって業務を継続的に改善していく手法のこと。

ま行

- マンホールカード

下水道との身近な接点であるマンホール蓋を通じて、楽しみながら下水道への理解や関心を深めることを目的に、地方自治体にて発行しているカードのこと。熊取町では平成 30 年度より庁舎、駅下にぎわい館で配布している。

- マンホールポンプ施設

下水道管渠は自然流下での排水が基本であるが、地形上自然流下が困難な場合、マンホールの中に設置するポンプ施設のこと。ポンプを利用して、自然流下が可能な場所へ強制的に排水する。

- 無形固定資産

特許権、商標権やソフトウェア、借地権などの形のない資産のこと。熊取町では流域下水道施設利用権が該当する。

や行

- 有形固定資産

土地、構築物、機械及び装置、車両運搬具や工具器具及び備品などの形のある資産のこと。

- 有収水量

下水道で処理する汚水量のうち、使用料収入の対象となる汚水量のこと。

ら行

- 流域下水道

二以上の市町村の区域から発生する下水を処理するために地方公共団体が管理し、かつ終末処理場を有している下水道のこと。熊取町は南大阪湾岸流域下水道中部処理区として、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、田尻町と共同で下水処理を行っている。

- 流域下水道債

企業債のうち、流域下水道整備事業の財源として借り入れる資金のこと。

わ行

- ワイブル曲線分布

時間に対する劣化現象や寿命を統計的に記述するための確率分布曲線。

機械や物体が壊れる、劣化するといった現象になる確率を示す際に使われる確率分布のこと。